

令和6年(2024年)4月26日
八王子市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
高齢者いきいき課

恩方老人憩の家 基本情報

1 設置目的

教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与すること。

2 設置根拠

八王子市老人憩の家条例(昭和49年9月20日 条例第49号)

3 設置場所

八王子市下恩方町3395 恩方事務所2階

※建物1階に高齢者あんしん相談センター恩方、八王子まるごとサポートセンター(はちまるサポート)恩方があり、隣に恩方農村環境改善センターがある。

4 運営方法及び指定管理者

指定管理者制度(八王子市社会福祉協議会)

5 指定管理期間

令和6～7年度(2年間)

6 指定管理料

毎年度 約1,300万円

7 利用対象者

市内在住の60歳以上の方で、自分自身で身の周りのことができる方

8 施設内容

談話コーナー、会議室、
健康学習室(電位治療器・マッサージ器などを設置)、娯楽室、
浴室(定員 男女各3名)、講習室、事務室

9 利用料

無料(生きがいづくりの教室やサークルの活動では、別途受講料などがかかる場合がある)



【施設平面図】



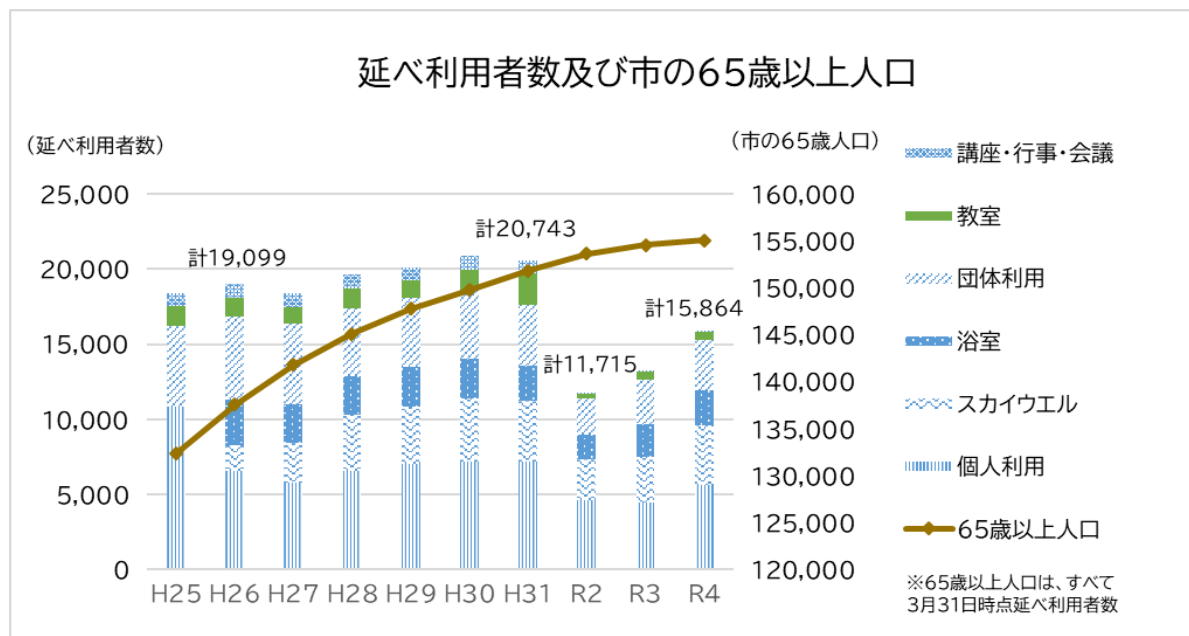
10 開館時間

月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 4 時まで

(浴室は水曜日から金曜日 午前 11 時から午後 3 時まで)

11 延べ利用者数

令和 4 年度 15,864 人 ※高齢者人口が増加している中、利用者数は横ばい傾向



12 令和4年度実施 利用者アンケート結果

【実施期間:令和 4 年 4 月 6 日(水)～同年 5 月 6 日(金)、回答者数:84 人】

(1)住んでいる町

下恩方町 28.4%、西寺方町 8.6%、上恩方町 7.4%(計 44.4%が近隣町に住んでいる)

(2)利用頻度

(ア)施設全体

週に2回以上 39.7%、利用していない 30.1%、週に1回程度 16.4%、月に1～3回 13.7%

(イ)入浴施設

週に2回以上 31.8%、利用していない 52.3%、週に1回程度 9.1%、年に数回 4.5%

((ア)(イ)ともに、ヘビーユーザーと利用しない人に二分しており、利用者が固定化している)

(3)入浴施設を利用する理由(1カ月間の入浴施設利用者 16 名に複数回答で質問)

広いお風呂に入りたい 11名、お風呂での人付き合いが好き 8名、お風呂掃除が面倒 4名、家にお風呂がない 1名

(「家にお風呂がない」という理由で入浴施設を利用している人は1名と、公衆衛生面での必要性は薄れている)